

最高裁秘書第3365号

令和7年10月20日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年10月10日に答申（令和7年度（最情）答申第41号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情） 諒問第67号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和7年3月19日（令和6年度（最情）諮詢第67号）

答申日：令和7年10月10日（令和7年度（最情）答申第41号）

件名：職員向けポータルサイトに掲載された記事が手動削除されなかった場合、記事の最終更新日から一定期間の経過により自動的に削除されることにしている理由が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「職員向けポータルサイトに掲載された記事につき、手動削除されなかった場合、記事の最終更新日から14ヶ月の経過により自動的に削除されること（令和5年12月26日付の最高裁情報政策課・デジタル推進室（総務・企画G）の文書参照）にしている理由が分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年2月7日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

第1に記載の令和5年12月26日付の最高裁情報政策課・デジタル推進室（総務・企画G）の文書に、14か月で記事が削除されるという設定（以下「本件設定」という。）の記載はあるものの、当該設定にしている理由が分か

る文書を作成すべき定めはなく、事務処理上も必要がない。念のため、本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したが、同文書は存在しなかった。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| ① 令和7年3月19日 | 諮問の受理               |
| ② 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月5日    | 審議                  |
| ④ 同年10月3日   | 審議                  |

#### 第6 委員会の判断の理由

- 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を探索したが、当該文書が存在しなかったこと、最高裁判所において本件開示申出文書を作成し、又は取得する必要性もないことを説明する。本件設定について裁判所職員への周知がされているとしても、本件設定にされた理由が分かる文書の作成が必ず必要になるとはいえず、本件開示申出文書が存在しないことが不自然であるとはいえないから、上記最高裁判所事務総長の説明に特段不合理な点はない。
- 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸 雅子

委員 川神 裕